

有効期限満了日 令和11年3月31日

熊搜一第124号

令和7年3月26日

熊本県警察死体取扱要綱に関する様式の適用基準の改正及び同様式の一部追加について（通達）

熊本県警察における死体取扱いに関して作成する書類については、「熊本県警察死体取扱要綱に関する各書面の様式の一部改正について（通達）」（令和3年3月22日付け熊搜一第87号）により、各書面の様式を定めて運用してきたところであるが、従来の様式を引き続き運用しつつ、事務の合理化・効率化に鑑み、簡易様式の適用基準を示すとともに、一部様式を追加し、下記のとおり令和7年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、本通達の施行をもって廃止する。

記

1 簡易様式を適用する場合の判断基準

客観的に明らかな病死と判断できる場合等、以下の基準に該当する場合には、簡易様式の適用について警察本部捜査第一課検視官又は課長補佐（検視）と協議することができるものとする。

- (1) 明らかに病死と判断できる場合
- (2) 死亡までの経緯が明らかで、第三者の介在が否定される場合
- (3) 生前の状況、死体の状況、現場の状況、関係者の供述等から他害、他過失による蓋然性が否定され、事後に紛糾するおそれが著しく低いと認められる場合

2 一部を追加した様式

従来の検視等結果報告（簡）別記様式第3号に「別紙（補足事項）」を追加する。

検視等結果報告（簡）別記様式第3号

「熊本県警察死体取扱要綱」（「熊本県警察死体取扱要綱の制定について（通達）」（平成25年5月23日付け熊搜一第366号）別添。以下「要綱」という。）第14に規定する熊本県警察本部長（以下「本部長」という。）への報告に用いる様式

3 従来どおりの様式

- (1) 死体発見即報 別記様式第1号
要綱第6に規定する本部長への報告に用いる様式
- (2) DNA型鑑定依頼書 別記様式第2号
要綱第12の4に規定する警察本部科学捜査研究所長への鑑定依頼に用いる様式
- (3) 検視等結果報告 別記様式第3号の1～5

要綱第14に規定する本部長への報告に用いる様式

- (4) 解剖結果報告書 別記様式第4号

要綱第15の5に規定する本部長への報告に用いる様式

- (5) 死体調査等結果書交付要望書 別記様式第5号

要綱第16の3に規定する遺族等からの再説明要望の受理に用いる様式

- (6) 死体調査等結果書 別記様式第6号

要綱第16の3に規定する遺族等からの再説明要望の回答に用いる様式

- (7) 外部記録媒体管理簿（死亡時画像診断用） 別記様式第7号

要綱第19の2に規定する外部記録媒体の管理に用いる様式

※ 別記様式（略）